

# ～急な雨でも、従業員を守る。～

— 1 1 月は労働保険適用促進強化期間です！ —

労働保険（労災保険と雇用保険の総称です。）は、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務づけられている政府が管理、運営している強制的な保険です。

誰もが避けたい「仕事でのケガ」や「失業」ですが、起きないという保証はどこにもありません。

加入の必要があるにもかかわらず加入手続をしていない期間中に、労働災害が生じ、労災給付を行った場合、事業主は、遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担することになっております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所で加入手続を行う必要があります。

[雇用保険についてはこちら](#)

[労災保険についてはこちら](#)

[労働保険の加入についてはこちら](#)

[労働基準監督署についてはこちら](#)

[公共職業安定所（ハローワーク）についてはこちら](#)

[トピックスのページに戻る](#)



急な雨でも、  
従業員を守る。

転ばぬ先の傘。  
**労働保険**

正社員、パート、アルバイト。  
雇用形態に関わらず、ひとりでも置っている場合、  
事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。  
忘れずに労働保険の手続きを。

●労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と  
雇用保険の総称した言葉です。  
●労働保険の手続きを行っていない期間中に  
労災に該当する事故が発生した場合は、  
事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災給付に要した  
費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

労働保険 + 雇用保険

電子申請での手続き、口座振替が便利。24時間、365日いつでもOK!